

平成26年度事業計画

I 基本方針

社団法人埼玉県浄化槽協会は、平成20年度の公益法人制度改革に対応するため、平成26年4月1日に「一般社団法人埼玉県浄化槽協会」を設立する。

一般社団法人への移行については、昨年7月に埼玉県に一般社団法人移行認可申請を行い、埼玉県公益法人認定等審議会による審査の結果、本年1月10日付けで答申、3月19日付けで埼玉県知事から認可書が交付されたことにより、4月1日付けでさいたま地方法務局に新法人の登記を行う。

今後は新たな公益法人として、県の御指導のもと、会員とともに浄化槽を通じて本県の水環境の保全・公衆衛生の向上に全力で取り組んでいく。

さて埼玉県における生活排水対策については、県が平成16年度に策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に基づき整備を進めてきたが、その後の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%達成を目標とする新たな構想が平成23年3月25日に公表された。

この構想は県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるとともに、構想の改定により整備完了想定年までの年平均建設費は概算で約210億円（約27%）の縮減が見込まれている。

一方、環境省・国交省・農水省は合同で「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成26年1月30日）の文書を全国都道府県に通知し、3省が連携して作成した初の「都道府県構想策定マニュアル」を踏まえた構想の見直しを指示した。

今後は見直された構想に沿って、3省所管の生活排水処理施設が、地域の実状に応じて効率的に整備されるとともに、浄化槽を積極的に整備する浄化槽整備区域を設定するなど、構想の目標達成のために浄化槽の果たす役割が益々重要になることが期待される。

また、浄化槽は比較的に廉価で工期も短く、どこにでも設置できるという長所があり、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害でも分かることおり、下水道の復旧にはかなりの期間を要することから、地震に強い浄化槽の普及が望まれる。

これら浄化槽に関する情報を政策の決定権者である市町村の首長や企画、財政担当の幹部及び地方議会の議員に提供し、環境と財政にやさしい浄化槽の将来性を積極的にアピールしていく。

法定検査については、県・市町と連携するとともに、埼玉県浄化槽設置指導要綱及び埼玉県浄化槽維持管理要領に基づき、当協会の会員を始めとして、保守点検業者・清掃業者による法定検査申請の代行や法定検査の実施状況の確認などを引き続き行うことにより、

受検率の向上に努めていく。

近年、受検率が向上しつつある法7条検査については、県と連携して、検査の事前申し込みのない設置者を直接訪問し、適正な維持管理の実施や使い方などについて啓発・指導を行う。(平成26年度県委託事業：浄化槽法定検査促進啓発事業)

一方、今なお受検率の低い法11条検査については、県・市町と協働し、設置補助金受給者の未受検者指導や21人槽以上浄化槽の未受検者指導を行っていくとともに、平成23年10月に導入した採水員検査制度と受検手続き代行制度を促進して受検率の向上に努めていく。

また、平成24年度から新たに当協会の検査対象地域に県東の14市町が加わり、その拠点となる法定検査部支所を埼玉県東部環境管理事務所内に開設し3年目となるが、引き続き、地元市町や関係事業者と連携を深め、法定検査をはじめ浄化槽維持管理の促進に努めていく。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、河川等の水質を改善するうえで極めて重要であることから、公的助成制度の拡充に併せて、協会としても転換促進に協力してまいりたい。

浄化槽に関する普及啓発については、協会会員を始めとする浄化槽業務従事者や浄化槽管理者の意識高揚を更に図るため、最新の情報や正しい知識を提供する各種講習会などを開催し普及啓発を行うとともに、協会のホームページにより関係情報を適宜、提供していく。

特に今年は、公益財団法人日本環境整備教育センターが主催する全国浄化槽技術研究集会が初めて本県で開催される。この集会には、全国から浄化槽の研究者、業界関係者、行政機関の方々などが集まり、浄化槽の技術向上、普及促進等について様々な議論が行われる。

浄化槽に関する多くの課題を抱えている本県で、研究集会が開催されることは大変に意義深いものがあり、当協会は全力で支援していく。

今後は新たな公益法人として、県の御指導のもと、会員とともに浄化槽を通じて本県の水環境の保全・公衆衛生の向上に全力で取り組んでいくとともに、引き続き効率的な法人運営や法定検査事業を推進していく。

II 主な事業

1 法定検査の実施

当協会は、昭和62年9月、埼玉県知事により指定検査機関の指定を受けて以来、県北・秩父地域において浄化槽法に基づく法定検査を実施してきたが、平成24年4月1日から埼玉県越谷環境管理事務所及び東部環境管理事務所が管轄する14市町も業務担当地域となった。また、平成23年10月には、新11条検査制度が導入され、当協会は指定検査機関として、これらの大幅な制度改革が円滑に実施されるよう努めているところである。今後とも、関係事業者や行政機関等と連携して、法定検査の受検率向上が

図られ、指定検査機関として各方面から一層の信頼が得られるよう体制の整備と円滑な管理運営に努めていく。

法7条検査

	設置基数（基）	実施基数（基）	実施率（%）
24年度（実績値）	4, 261	3, 267	76.7
25年度（実績値）	4, 655	3, 843	82.6
26年度（目標値）	—	3, 700	—

法11条検査

	設置基数（基）	実施基数（基）	実施率（%）
24年度（実績値）	246, 609	24, 945	10.1
25年度（実績値）	245, 327	31, 222	12.7
26年度（目標値）	—	37, 200	—

2 小型合併処理浄化槽機能保証制度の推進

昨年、保証期間が5年間から10年間に延長された小型合併処理浄化槽機能保証制度については、浄化槽に機能の異常が発生し、その原因が特定できない場合、機能を正常化させるのに必要な措置を講ずることができるもので、引き続き、浄化槽設置者の信頼性を確保するため、全浄連と協力して積極的に推進する。

3 浄化槽に関する知識の普及啓発

(1) 浄化槽講習会の開催等

浄化槽に携わる関係者の技術の向上や生活環境の保全に向けた意識の高揚を図るために、また広く県民に対して浄化槽に関する正しい知識の普及などを進めるため、関係部会や行政、NPOなどと協力して、各種講習会を開催するとともに、行政主催の研修会等に職員を派遣するなどの普及啓発事業を実施する。

(2) 全国浄化槽技術研究集会の開催支援

公益財団法人日本環境整備教育センターが主催する「第28回全国浄化槽技術研究集会」が初めて本県で開催される。

浄化槽に関する多くの課題を抱えている本県で、研究集会が開催されることは大変に意義深いものがあり、当協会は全力で支援していく。

期間 平成26年9月17日（水）から18日（木）

場所 大宮ソニックスティ（さいたま市大宮区）

(3) 净化槽法定検査促進啓発事業（埼玉県委託）

净化槽設置後検査（7条検査）の事前申し込みのない設置者を直接訪問し、浄化槽の維持管理の必要性を詳しく説明し、7条検査の確実な受検と維持管理の適正化を図る。今年度は約350件の7条検査未依頼者宅の訪問を予定している。

4 会議の開催について

(1) 総会、理事会等の開催

ア 総 会	年1回	(5月30日)
イ 理事会	年6回	
ウ 監査会	年1回	
エ 委員会	随 時	
オ 部 会	随 時	

(2) 「新年の集い」の開催

国会議員、埼玉県議会各会派代表などの御来賓、特別会員をお招きして開催する。

期日 平成27年1月26日（月）

場所 浦和ワシントンホテル

5 一括契約（保守点検、清掃、法定検査）の推進について

浄化槽の適正な維持管理の推進と法定検査の受検率の向上を図るため、埼玉県北部浄化槽適正管理協議会の円滑な運営に努め、一括契約（保守点検、清掃、法定検査）の一層の推進に努める。

また、技術研修会を開催し、浄化槽の維持管理に携わる関係者の連携と技術の向上を図っていく。

6 全国会議、ブロック会議等への出席

全净連関東地区協議会役員会（4月）、一般社団法人全国浄化槽団体連合会総会（6月）、全净連関東地区協議会生活排水対策特別研修会（10月）、指定検査機関関東甲信越ブロック協議会、全国浄化槽大会、第28回全国浄化槽技術研究集会（9月）に出席し、他機関との交流や技術の研鑽に努めていく。

7 功労者等の表彰

浄化槽事業に貢献した功労者等については、全国浄化槽団体連合会、環境省、国土交通省、埼玉県の表彰制度に推薦するとともに、浄化槽法定検査促進功労者や「浄化槽の日」記念標語の優秀作品については、協会独自による表彰を行う。

8 埼玉県浄化槽ニュース等情報の提供

埼玉県浄化槽ニュース平成27年新春号（第38号）を平成27年1月に発行するとともに、全浄連発行の全浄連ニュースを会員及び県内の浄化槽関係者に配布する。

また埼玉県浄化槽協会のホームページ（<http://sjk-kensabu.com/>）により、理事会等会議の開催結果や法定検査に関する情報等を適切に提供する。

9 公益法人制度改革への対応

一般社団法人として公益目的支出計画を適切に実施するとともに、その結果を毎年埼玉県に報告する。

10 政党への要望活動について

各政党の埼玉県支部に要望書を提出するとともに、ヒアリングの場で要望・意見を述べるなど、浄化槽施策の推進について積極的に要望活動を行う。

11 正会員の加入について

部会と協力して、新規の正会員の加入に努める。

12 その他協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。